

学校建設に充当可能と思われる財源について

【負担金】

○小中学校等の統合校舎等の新增築

趣 旨：公立の小学校、中学校を適正な規模に統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場新築又は増築に要する経費の一部を国が負担することにより、これらの学校の施設の整備を促進し、その教育の円滑な実施を確保する。

負 担 率：1／2

【交付金】

○へき地教職員住宅等

趣 旨：へき地教職員住宅、へき地集会室及びへき地寄宿舍の新增築に要する経費の一部を国庫補助することにより、へき地における義務教育の円滑な実施及び教育の水準の向上を図る。

算定割合：1／2

○屋外教育環境施設の整備

趣 旨：子ども達の最も身近にある学校の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

算定割合：1／3

○木の教育環境整備

趣 旨：我が国の伝統的な建築材料である木材を利用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成するため、木の教育環境を整備する。

算定割合：1 / 3

○太陽光発電等導入事業

趣 旨：太陽光発電設備、風力発電設備、若しくは太陽熱利用設備、又は蓄電池を設置する際に必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図る。

算定割合：1 / 2

【地方債】

○教育・福祉施設等整備事業（学校教育施設等整備事業）

対象事業：義務教育諸学校の校舎、屋内運動場、水泳プール、給食施設の新増改築事業

充当率：75～90%

交付税措置率：7.5%～60%

※事業内容によっては教育・福祉施設等整備事業（一般補助施設整備等事業）の対象となり、この際の充当率は75%

交付税措置なし

○辺地対策事業債

対象事業：スクールバス、教職員住宅、学校給食施設・設備の新増改築事業

充当率：100%（辺地区域外の割り落としあり）

交付税措置率：80%